

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、名古屋地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書が本当に存在しないか不明であると主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

名古屋地裁の裁判官の号別在職状況を取りまとめた文書（個人別の給与明細等は除く。）（最新版）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、2月10日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したが、存在しなかった。
- (2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である旨主張するが、原判断庁においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もないことから、本件開示申出文書は作成又は取得していない。
- (3) よって、原判断は相当である。